

# 「特定商取引に関する法律等の施行について」(通達)の改正について

平成17年12月  
経済産業省  
消費経済政策課

## 1. 概要

近年、個人事業者等を狙った悪質な電話機リース訪問販売に係る苦情相談が急激に増加しているところ。

本問題については、「今の電話が使えなくなる」、「電話代が安くなる」等の不実告知や、実質的に廃業している者に屋号で契約をさせるなどの悪質な手法が横行しているところ。

当省としては、この事態を重く受け止め、今般、「特定商取引に関する法律」の通達を改正することとした。

具体的には、特定商取引法の適用を受ける対象を明確にするなど、所要の解釈の明確化を行うもの。

## 2. 主な改正点

### (1) 法第2条関係

「販売業者等」の解釈の明確化

- ・例えばリース提携販売のように、一定の仕組みの上での複数の者による勧誘・販売等であるが、総合してみれば一つの訪問販売を形成していると認められるような場合には、いずれも販売業者等に該当することを明示。

### (2) 法第26条関係

「営業のために若しくは営業として」(第1項第1号)の解釈の明確化

- ・例えば、一見事業者名で契約を行っていても、事業用というよりも主として個人用・家庭用に使用するためのものであった場合は、原則として本法は適用されることを明示。